③住民主体訪問サービス				
事業主体	NPO法人もしくは任意団体			
対象者	要支援者、事業対象者			
サービス内容	生活支援サービス(注 1)			
	利用者との相談により設定			
提供頻度	(一人につき1日1件まで、月8	件まで ※ただし、ゴミ出しのみ一人に	つき月1件まで)	
実施方法	補助により実施 事業者に直接支払			
主な基準	 棚切により美施 事業者に直接文払 一 神戸市内のNPO法人もしくは任意団体であること。 二 実施団体において、ボランティアによる生活援助を提供した実績が1年以上あること。又は、本項第五号の責任者に、ホームヘルプサービスやボランティアによる生活援助を提供した実績が1年以上あること。 三 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。四 以下の内容を含む団体の会則又は活動規約等を定めていること。 (1)団体の活動目的と事業内容、(2)衛生管理対策、(3)個人情報保護対策、(4)事故発生時の対応五 以下の条件を満たす責任者を置くこと。 (1)有資格者(介護福祉士、初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者)又は、別途神戸市が実施する生活支援訪問サービス従事者養成研修修了者、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者であること。 (2)同一団体の他の事業と兼務可。また、次号のコーディネーターと兼務可。 ホーディネーターを必要数(1名以上)配置し、週5日以上、10時から16時の間は、あんしんすこやかセンター等及び利用者からの連絡に対応すること。同一団体の他の事業と兼務可。市内に活動拠点(事務所等)を複数有する場合は、拠点ごとに1名以上配置すること。セ実施団体に登録された従事者(生活支援サービスを提供する者)が、本項第5号の責任者及び第6号のコーディネーターとの兼務者を除いて「サービスを提供する日常生活圏域の数×3名」以上いること。なお、従事者が20名以上いる場合は1区全域、80名以上いる場合は4区以上で提供可能とする。従事者は、有償ボランティアであること。ただし、本人の希望に応じて無償ボランティアでも可とする。他の事業と兼務可。 八 概ね、あんしんすこやかセンターの日常生活圏域(中学校区程度)以上の区域を活動範囲とす 			
	サービスの利用調整を行うコーデ	T	1	
	年間利用件数(延べ)	補助額 1/#/ス c * 7 00 円		
補助対象経費及び補助額	1 件~49件 50 件~99件	1件につき 500円	-	
	100件~149件	25,000 円 50,000 円	-	
	以降, 同様に 50 件ごとに 25,000 円			
	5,000 件以上	2,500,000 円 (上限)	1	
		利用件数が 50 件以上の団体に対して,1	」 [0 万円。	
	※ただし、実支出額の範囲内			
利用者負担	実施主体により設定			

(注1) 【生活支援サービスの内容】

要支援者又は事業対象者に対し、原則1号サービスを提供するものとする。また、1号サービスの提供に合わせて2号サービスの提供も可能とする。ただし、補助金の対象となる利用件数に算定できるのは、1号サービスを提供した場合とする。

(1) 1 号サービス

介護保険制度の「訪問介護」で提供する「生活援助」に相当するサービス

〈サービスの種類〉

- ア 掃除:居室内やトイレ、卓上等の清掃/ゴミ出し/準備・後片づけ
- イ 洗濯:洗濯機または手洗いによる洗濯/洗濯物の乾燥(物干し)/洗濯物の取り入れと 収納/アイロンがけ
- ウ ベッドメイク:利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- エ 衣類の整理・被服の補修:衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)/被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)
- オ 一般的な調理、配下膳:配膳、後片づけのみ/一般的な調理
- カ 買い物・薬の受け取り:日常品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む) /薬の受け取り

(2) 2 号サービス

介護保険制度の「訪問介護」では提供しないが、高齢者の生活支援のために提供することが適 当なサービス

〈サービスの種類〉

- ア 草むしり
- イ 花木の水やり
- ウ 犬の散歩等ペットの世話
- エ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- オ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- カ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- キ 植木の剪定等の園芸
- ク 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- ケ 話し相手
- コ 外出付添
- サ その他
- ※ 通院等乗降介助は対象外
- ※ サービスの提供に当たって危険を伴わないものに限る

・住民主体訪問サービス事業を提供している団体、提供地域 (H30年 10月 22日現在)

サービス提供団体	提供地域 (あんしんすこやかセンター圏域)	サービス提供期間
特定非営利活動法人リーフグリーン	長田区全域、 須磨区の一部(板宿・たかとり・西須磨)	平成 30 年 4 月 1 日から
特定非営利活動法人 福祉ネットワーク 西須磨だんらん	須磨区の一部 (西須磨・板宿(一部)・離宮(一部) ・たかとり(一部))	平成 30 年 4 月 1 日から
特定非営利活動法人西すず安心センター	北区本区 (谷上・神戸北町・北鈴蘭台・鈴蘭台 ・五葉・しあわせの村)	平成 30 年 4 月 12 日から
房王寺さくら会家事生活支援	長田区全域	平成 30 年 4 月 23 日から
認定特定非営利活動法人 東灘地域助け合いネットワーク	東灘区全域、灘区全域	平成 30 年 4 月 26 日から
	東灘区全域	平成 30 年 6 月 5 日から
コープくらしの助け合いの会	兵庫区全域	平成 30 年 6 月 5 日から
コーノくらしの助け合いの会	北区全域	平成 30 年 6 月 5 日から
	西区全域	平成 30 年 10 月 22 日から